

三次市教育委員会告示第15号

三次市立十日市小・中学校等改築基本構想・基本計画策定委員会庁内部会設置要綱を次のように定める。

令和6年4月18日

三次市教育委員会

教育長 迫 田 隆 範

三次市立十日市小・中学校等改築基本構想・基本計画策定委員会 庁内部会設置要綱

（設置）

第1条 市は、三次市立十日市小学校、三次市立十日市中学校等の建替えに関する基本構想及び基本計画の策定に当たり、関係者の意見や考え方を幅広く反映させるため、三次市立十日市小・中学校等改築基本構想・基本計画策定委員会庁内部会（以下「庁内部会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 庁内部会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 基本構想案の策定に関すること。
- (2) 基本計画案の策定に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、庁内部会が必要と認める事項

（組織）

第3条 庁内部会は、部会長及び部会員をもって組織する。

2 部会長及び部会員は、別表に掲げる職にある者を充てる。

(部会長の職務)

第4条 部会長は、会務を総理し、庁内部会を代表する。

(会議)

第5条 庁内部会の会議は、部会長が必要と認めたとき、これを招集する。

2 部会長は、必要があると認めるときは、庁内部会に部会員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 庁内部会の庶務は、教育部教育企画課において処理する。

2 庁内部会の庶務を行うため、必要に応じてアドバイザーを置くことができる。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、庁内部会に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月18日から施行する。

別表（第3条関係）

庁内部会	部会長	教育部教育企画課長
	部会員	総務部財政課長
		経営企画部企画調整課長
		地域共創部まちづくり交通課長
		地域共創部共生社会推進課長
		子育て支援部保育課長
		建設部土木課長
		建設部都市建築課長
		危機管理監危機管理課長
		教育部学校教育課長
		教育部社会教育課長